



事務連絡
令和8年3月27日

各位

福井労働局雇用環境・均等室長

改正女性活躍推進法及び改正労働施策総合推進法等の施行について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進につきましては、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年6月の一連の法改正により、令和8年4月1日以降、改正女性活躍推進法に基づき「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が従業員101人以上の企業に必須項目として義務付けられるとともに、令和8年10月1日から、改正労働施策総合推進法等に基づき「カスタマーハラスメント」及び「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」を防止するために雇用管理上必要な措置を講じることが企業規模問わず全ての企業の義務となります。

また、令和7年10月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されており、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等が全ての企業に義務付けられました。

つきましては、下記のとおりお送りしますので、貴団体会員への周知に御協力方よろしくお願いいたします。

また、別紙原稿を作成しましたので、広報誌等への掲載に御配慮賜りたく併せてよろしくお願いいたします。

記

○送付資料

- 1 女性活躍推進法が改正されました！男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大、女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました 1部
- 2 令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！ 1部
- 3 職場における女性の健康支援に取り組み新たな認定を目指しませんか？
えるぼしプラス・プラチナえるぼしプラス 1部
- 4 働く女性の心とからだの応援サイト 1部
- 5 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 1部
- 6 ご存じですか？「仕事と出産・育児の両立のための制度」福井労働局作成 1部
- 7 ご存じですか？「仕事と介護の両立のための制度」福井労働局作成 1部

※資料6・7は福井労働局HPに掲載しています（様式集＞育児・介護休業法関係）

<本件担当>福井労働局雇用環境・均等室（指導係）

TEL 0776-22-3947 アドレス 18kokin-shidou@mhlw.go.jp

（ご掲載の際は原稿等データ送信可能ですのでご連絡願います）

改正女性活躍推進法に基づく情報公表義務が拡大されます！

令和7年6月の一連の法改正により、令和8年4月1日から、改正女性活躍推進法に基づき、従業員101人以上の企業は、従来の自社の女性活躍に関する情報公表義務に加え、「男女間賃金差異」及び「女性の管理職比率」の情報公表が必須項目として義務付けられました。

情報公表先は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」サイトが適切とされています。

この他、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する際に、職場における女性の健康支援に資する取組を盛り込むことが望ましい旨、指針において定められました。当該取組を行う企業の認定制度（えるぼしプラス認定）も創設されています（令和8年4月1日から申請可能）。

厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）では、情報公表に関するQ&Aや「男女間賃金差異分析ツール」等、関連資料が公開・随時更新されています。

事業主の皆様におかれましては、関係資料をご参考いただき、改正法に沿ったご対応をお願いいたします。

○女性活躍推進データベース <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>
【お問合せ先】福井労働局雇用環境・均等室 電話0776-22-3947

カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。

令和7年6月の一連の法改正により、令和8年10月1日から、改正労働施策総合推進法及び改正男女雇用機会均等法に基づき「カスタマーハラスメント」及び「求職者等へのセクシュアルハラスメント」を防止するために雇用管理上必要な措置を講じることが全ての事業主の義務となります。

カスタマーハラスメントとは、顧客等、利害関係者が行う、社会通念上許容される範囲を超えた言動により、労働者の就業環境を害することをさします。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）の求職活動が阻害されることをさします。

事業主は、それらの防止のため、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談体制の整備・周知、発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置を講じる必要があります

（カスタマーハラスメントや求職者等セクシュアルハラスメントに対応した措置内容、対応例は指針において示されました（令和8年2月））。

厚生労働省ホームページ（ハラスメント特集ページ）や厚生労働省が運営する「あかるい職場応援団」では改正法、指針、マニュアル、ポスター例等、関連資料が公開・随時更新されています。

事業の皆様におかれましては、関連資料をご参考いただき、改正法・指針に沿ったご対応準備をお願いいたします。

○あかるい職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>
【お問合せ先】福井労働局雇用環境・均等室 電話0776-22-3947